

II 互助会の退職時の給付等

1 一般財団法人福島県教職員互助会の給付

(1) 永年勤続リフレッシュ給付

在職期間中に永年勤続表彰（永年勤続リフレッシュ給付及び同種の給付を含む。）を受けないまま勸奨若しくは定年退職又はその他の理由（自己都合等）で退職する会員には、次の区分により給付を行います。

区 分	給 付 額
永年勤続表彰を受けないまま勤続30年以上で退職する会員	8 万円
永年勤続表彰を受けないまま勤続20年以上30年未満で勸奨又は定年退職する会員	
永年勤続表彰を受けないまま勤続20年以上30年未満で勸奨又は定年以外の理由で退職する会員	3 万円

(2) 結婚祝金

会員であった方が退職後に結婚された場合、結婚の日が退職後1か月以内のときに給付します。

[MEMO] 給付金の請求・支払

該当の場合は、退職時の所属所経由で請求をしてください。

給付金は、公立学校共済組合への届出口座（東邦銀行県庁支店）に振り込みます。

なお、医療費給付計算の基礎となるレセプト（診療報酬明細書）が遅れて届く場合もあるため、**退職後最低1年間は届出口座を解約しないでください。**

請求書の様式は、一般財団法人福島県教職員互助会のホームページにもあります。

ホームページアドレス <https://www.fgojokai.com>

※（1）、（2）共に退職時に公立大学法人（県立医科大学、会津大学）の職員であった方は会員ではありませんので対象になりません。

(参考1) 退職後の給付等

会員が退職し、その後、公立学校共済組合の組合員の資格を取得できる職に任用された場合※1は、併せて互助会会員の資格も取得しますので、その日から現会員と同様の給付※2を受けることができます。

まお、退職後、1日の空白もなく公立学校共済組合の組合員資格を取得できる職※1に任用された場合は、互助会会員資格はそのままとなります。受けることができる給付※2は退職前と変わりません。

なお、公立大学法人（県立医科大学、会津大学）の職員として任用（採用）された方、任意継続組合員は会員にはなりませんので対象になりません。

※1：公立学校共済組合の組合員資格を取得できる職	組合員種別
フルタイム再任用職員、フルタイム任期付職員、フルタイム会計年度任用職員（当初の任用から引き続き12月を超える場合に限る。）	一般組合員
再任用職員（5分の3以上（フルタイムを除く。）、臨時的任用職員（常勤講師）、会計年度任用職員（任用期間2月以上、週20時間以上勤務、報酬月額8万8千円以上の非常勤講師等）	短期組合員

※2：給付の例外に該当する場合	対象外になる給付
会員が後期高齢者医療制度対象（障害者特例を含む。）	医療給付金 医療補助金
被扶養者が後期高齢者医療制度対象（障害者特例を含む。）	医療補助金

（参考2）他団体からの給付等

（1）一般財団法人福島県退職教職員互助会の給付等

退職教職員互助会の退職会員となった方は、医療費助成等を受けることができますので詳細は下記にお問い合わせください。

照会先	住所・電話番号	事業内容
(一財)福島県退職教職員互助会	〒960-0112 福島市南矢野目道下35-1 電話 024-555-0231 FAX 024-555-0510	・医療費給付事業 ・退職後の福利厚生に関する事業 ・教育文化の向上に関する事業

ホームページアドレス <http://fukushima-taikyogo.jp>

※1 現職時に退職教職員互助会に加入されていた方が、退職時に退職会員になるかどうかの選択を行うようになります。

※2 名称が似ていますが別法人（団体）です。

（2）公益財団法人日本教育公務員弘済会の助成

一定要件の保険（ジブラルタ生命）に加入している場合は、宿泊助成等を受けられる場合があります。詳細は日本教育公務員弘済会福島支部までお問い合わせください。

〒960-8534 福島市上浜町10-38 福島県教育会館内 電話024-522-6522

ホームページアドレス <http://www.nikkyugo.or.jp>